

千曲衛生施設組合告示第4号

決算審査結果の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により実施した標記監査について、同条第6項並びに千曲衛生施設組合監査委員条例第5条の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年10月18日

千曲衛生施設組合

監査委員 赤城 静江

監査委員 中村 眞一

# 千曲衛生施設組合決算審査結果報告書

## 第1 審査月日

令和6年6月26日

## 第2 審査の対象

千曲衛生センター総務課、業務課

## 第3 審査の方法

決算の審査にあたっては、組合長から審査に付された千曲衛生施設組合の令和5年度組合会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書（以下「決算書等」という。）について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合を行い、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、決算の正確性、予算執行の的確性及び収入支出の合法性並びに財産運営及び財産管理の実績などに主眼を置いて実施した。

## 第4 審査意見

審査に付された令和5年度千曲衛生施設組合会計歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合して、正確であると認めました。

施設運営につきまして、総受入量の減少は進みますが、浄化槽汚泥の搬入については増加していく傾向にあると思われまます。

これからも物価高騰が続くと予想されますが、職員が長年この施設に携わって設備のことを熟知しているからこそ、工夫や節約努力ができていたと感じました。今後も丁寧な施設管理に努めていただきたい。

また、最近の気象環境を見ますと、自然災害がいつどのように起こるか分からない状況でありますので、この施設はなくてはならないものと感じます。

施設更新について現在検討委員会が進められていますが、今後明らかに人口減少が進み、各自治体の財政状況はより一層厳しくなることが考えられる事から、より合理的な、しかも手がかからないよう原点を見直していただき、できるだけ経費が節約できる条件で尚且つ広域的な視点を持ちながら、施設更新検討をしていただきたいと願っております。